

昼コン＆夜コン、親子のためのはじめての音楽会 協賛企業広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「昼コン＆夜コン」、「親子のためのはじめての音楽会」の趣旨に賛同する企業の広告を掲載することについて、公益財団法人かすがい市民文化財団広告掲載要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 要領第2条第3号に規定する広告媒体は、文芸館交流アトリウムに設置された大型ビジョンとする。

(広告料金及び広告媒体等)

第3条 広告料金（協賛金）及び、媒体は別表1のとおり。

2 広告料金は、原則、広告掲載の承諾から2週間以内に、支払うものとする。

(募集期間)

第4条 広告は半期ごとに募集することとする。締め切りは下記に記載した通りとする。

上半期実施分：前年度1月末締め切り、下半期実施分：当該年度の6月末締め切り

(雑則)

第5条 この基準に定めるもののほか広告掲載について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この基準は、令和6年8月27日から施行する。

別表1

広告媒体	広告内容	仕様	
大型ビジョン	公演の前後に流す スライド映像の中 に、企業名を掲載	3万円	静止画
		5万円	
		10万円	静止画+企業動画 (動画は30秒まで)
		20万円	
かすがい市民文化 財団ホームページ	「昼コン&夜コン・親子のための はじめての音楽 会」各公演ごとの ページに企業名を 掲載	3万円	ホームページの協賛企 業欄に掲載
		5万円	
		10万円	
		20万円	
公演チラシ	「昼コン・夜コン・親子のための はじめての音楽 会」の公演チラシ に、企業名を掲載	5万円	チラシの協賛企業欄に 掲載
		10万円	
		20万円	

※広告掲載以外の協賛特典については、別紙「昼コン&夜コン、親子のためのはじめての音楽会 スポンサー企業募集のご案内」に記載（カンタービレスポンサー・シンフォニースポンサーのみ対象）